

JSAL 連絡 20-07
2020 年 6 月 10 日

航空部部長・監督・認定指導員・主将
訓練所長 各 位

公益財団法人 日本学生航空連盟
安全担当理事 日高 光信
(印章略)

飛行訓練再開に向けての注意事項について

新型コロナウイルス感染症の問題から、競技会の中止をはじめ各校共に課外活動を制限して参りました。5月の末になり、緊急事態宣言も全国的に解除され課外活動の再開準備を始められた大学もございます。6月下旬には飛行訓練を再開される大学があるかと思っております。活動再開の準備としてコロナ感染症予防のガイドラインは6月1日付 JSAL 連絡 20-04にて連絡しました。(「合宿訓練再開に向けての感染症予防ガイドラインについて」)

飛行訓練再開にあたっては、まず、指導員の慣熟飛行を実施頂き、学生の安全訓練指導に疎漏がないように準備願います。また、下記のとおり法令等で定める「自家用操縦士の技量維持・安全確保」について最低の基準として達成していることを確認して飛行訓練の指導を行うようお願いします。

記

自家用操縦士の技量維持・安全確保について

1. 特定操縦技能審査の有効期限確認 (航空法 71 条)
2. 自家用操縦士の飛行安全確保
 - (1) 「自家用操縦士の技量維持方策に係る指針」(国交省の通達・指針 H15 年 3 月 28 日)
 - ① 飛行経験 180 日以内に 3 回以上の離着陸経験
3. 指導員の技量保持・情報収集に関する基準
 - (1) 航空施行規則の基準 (規則 162 条)
 - ① 1 年以内に 2 時間、10 回以上の操縦教育の飛行経験 (滑空機)
 - (2) 日本学生航空連盟の指導員講習 (日本学生航空連盟の指導員規定)
 - ① 最低 2 年以内に日本学生航空連盟の指導員講習会の受講 (指導員証の継続)
4. 学連「滑空スポーツ訓練実施規則」の再確認

以上